

岩手県告示第 496 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第 11 地割 36 番地 1	有限会社すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第 11 地割 36 番地 1	平成 19 年 4 月 2 日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 3 月 1 日

3 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 3 月 1 日

4 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 3 月 1 日

5 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第 11 地割 36 番地 1	有限会社すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第 11 地割 36 番地 1	平成 19 年 2 月 1 日

6 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社 すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第 11 地割 36 番地 1	有限会社すずらん介護事業所	下閉伊郡山田町織笠第 11 地割 36 番地 1	平成 19 年 4 月 2 日

7 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 3 月 1 日

8 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町6番6号	医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町6番6号	平成 19 年 3 月 1 日

9 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町6番6号	医療法人あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町6番6号	平成 19 年 3 月 1 日